

# 兵庫県公報

平成21年 1月20日 火曜日 第 2048 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 淡路市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）	1
○ 淡路市の区域内における字の区域変更（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 臨時種畜検査の実施（畜産課）	4
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 道路の区域の変更（同）	8
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成20年近畿地方整備局告示第173号）（街路課）	8
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成20年近畿地方整備局告示第174号）（同）	9
○ 水防法の規定に基づく浸水想定区域の指定（河川整備課）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	10
○ 道路の位置指定（建築指導課）	10
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（阪神南県民局）	10
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	11
○ 落札者等の公示（県立大学）	11
<b>辞 令</b>	
○ 福島 泰正	12
<b>公安委員会規則</b>	
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	12

## 公布された法令のあらまし

### ●交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）

- 1 町名の変更等に伴い、東灘警察署住吉山手交番及び阪急御影駅前交番、葺合警察署熊内交番、生田警察署一宮交番、垂水警察署名谷交番、神戸西警察署栄交番及び井吹台交番、明石警察署小久保交番、加古川警察署野添交番並びに姫路警察署今宿交番の位置及び所管区域について、所要の整備を行うこととした。
- 2 豊岡南警察署三宅駐在所の名称及び位置の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第58号

淡路市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成20年12月19日に確認した旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成21年 1月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

所 在 地	面 積
淡路市富島字香川西854の 5、富島字香川西東濱854の15、854、富島字香川西中濱769の25及び769の24の地先の公有水面埋立地	1,968.73㎡



**兵庫県告示第59号**

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成21年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
淡路市富島字香川西854の 5、富島字香川西東濱854の15、854、富島字香川西中濱769の25及び769の24の地先の公有水面埋立地	1,968.73㎡	富島字香川西東濱

備考 地番は、平成20年10月31日現在の地番である。



**兵庫県告示第60号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**南淡南部土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事	森 紘 一	南あわじ市賀集501番地
同	松 本 俊 一	同 市阿万塩屋町981番地
同	森 本 圭 亮	同 市阿万塩屋町688番地
同	森 一 又	同 市阿万塩屋町2262番地
同	櫻 木 学	同 市阿万塩屋町853番地 1
同	濱 本 文 孝	同 市阿万西町432番地
同	池 田 敏 男	同 市阿万西町333番地
同	奥 濱 健 二	同 市阿万東町1141番地
同	谷 口 正 幸	同 市阿万東町675番地
同	松 本 静 雄	同 市阿万塩屋町991番地
同	水 崎 健 次	同 市阿万塩屋町86番地
同	宮 本 眞 次	同 市阿万上町292番地
同	金 一 吉 彦	同 市阿万上町373番地 1
同	山 口 健 基	同 市阿万西町863番地 1
同	堀 江 昭 廣	同 市阿万下町465番地 2
同	井 上 清 秀	同 市阿万下町471番地
同	阿 部 吉 和	同 市阿万吹上町71番地
同	阿 部 千 晃	同 市阿万吹上町681番地
監事	倉 本 賢 二	同 市阿万下町445番地 2
同	榎 本 千 秋	同 市阿万上町507番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 紘 一	南あわじ市賀集501番地
同	松 本 俊 一	同 市阿万塩屋町981番地
同	川 原 周 二	同 市阿万下町731番地 1
同	榎 本 弘 道	同 市阿万上町408番地
同	末 広 圭 尉	同 市阿万上町1291番地 1
同	平 野 善 一	同 市阿万塩屋町2283番地
同	池 田 敏 男	同 市阿万西町333番地
同	廻 角 正 英	同 市阿万塩屋町26番地 2
同	谷 口 正 幸	同 市阿万東町675番地
同	折 口 博	同 市阿万塩屋町1064番地
同	木 下 頼 敏	同 市阿万塩屋町720番地 2
同	宮 本 眞 次	同 市阿万上町292番地
同	阿 部 洋 祐	同 市阿万吹上町757番地
同	濱 崎 昌 弘	同 市阿万西町425番地
同	榎 本 喜 一	同 市阿万東町676番地
同	井 上 清 秀	同 市阿万下町471番地
同	阿 部 吉 和	同 市阿万吹上町71番地
同	阿 部 千 晃	同 市阿万吹上町681番地
監 事	金 一 吉 彦	同 市阿万上町373番地 1
同	阿 部 計 一	同 市阿万吹上町1246番地 1



兵庫県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成20年12月26日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 1 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
経営体育成基盤整備事業	二ツ石地区	平成21年 1 月 20 日から 同 年 2 月 9 日まで	洲本市役所 五色庁舎



兵庫県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区南僧尾工区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画に

ついでに異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 1 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成21年 1 月 20 日から同年 2 月 9 日まで
- 3 縦覧の場所  
神戸市北区役所



**兵庫県告示第63号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づく臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成21年 1 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査の対象となる家畜  
平成20年度定期種畜検査後において、新たに種付け及び家畜人工授精用精液の採取の用に供する家畜の雄
- 2 検査の期日及び場所

検査の期日	検査場所
平成21年 2 月 16 日（月）	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター



**兵庫県告示第64号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第 1 項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成21年 1 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種 類		
㈱トラスティック 代山本 治	神戸市中央区浜辺通 4 - 1 - 23 - 708	般-16 第114329号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年 9 月 16 日
㈱宮川建設 代宮川 和明	同 市東灘区魚崎南町 3 - 16 - 1	般-17 第107851号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月 6 日
環境設備工業㈱ 代伊東 伸一郎	同 市同 区住吉東町 3 - 10 - 7	般-19 第113839号	一般	土木工事業、管工事 業、塗装工事業、防水 工事業、機械器具設置 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
㈱ヒロベ 代柳田 好己	同 市同 区御影本町 8 - 1 - 8	般-17 第113499号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
大匠 代西森 正樹	同 市北区鈴蘭台東町 8 - 8 - 11	般-19 第115033号	一般	大土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年10月 7 日
三宝建設㈱ 代上田 広光	同 市中央区琴ノ緒町 1 - 6 - 24	般-18 第114905号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月10日
(企)環境流通評議 会 代岸下 佳弘	同 市同 区下山手通 6 - 1 - 1	般-18 第114801号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月15日

(有)北村電気工業所 代北村 嘉夫	同 市北区有野町二郎 530-2	般-16 第114404号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月22日
株式会社 代北前 久子	同 市西区伊川谷町布 施畑字上山395-1	般-17 第112019号	一般	石工事業、ほ装工事業、 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月27日
ケアール建設株式会社 代小村 潤	同 市同区神出町南 619	般・特-16、 17、18 第110501号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
松本電工株式会社 代松本 一郎	同 市長田区高東町3 -4-13	般・特-17 第104386号	一般	土木工事業、とび・土工 工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
中谷電気工業 代中谷 友彦	尼崎市元浜町1-26- 1-1002	般-18 第216592号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年10月10日
株式会社 代森下 忠保	同 市戸ノ内町3-32 -20	般-16 第203880号	一般	土木工事業、建築工事業、 とび・土工工事業、 管工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月15日
朝日電設工業株式会社 代松井 保人	同 市西難波町3-20 -29	般-16 第209054号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月16日
(有)三上興業 代三上 肇	同 市東難波町1-1 -1-111	般-20 第215617号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
株式会社 代西島 照高	同 市武庫豊町3-14 -1	特-17 第208775号	特定	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
下地組 代下地 京平	同 市久々知西町2- 14-27	般-17 第216401号	一般	左官工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年10月21日
株式会社 代高橋 安弘	西宮市櫛塚町3-5	般・特-19 第203801号	一般	土木工事業、水道施設 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月22日
株式会社 代松本 幸孝	尼崎市西立花町2-11 -28	般・特-19 第211428号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、 とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
株式会社 代鈴木 隆信	芦屋市川西町4-22	般-18 第217487号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月29日
甲東興産株式会社 代椰野 茂喜	尼崎市常松1-35-29	般-17 第211324号	一般	大工工事業、とび・土工 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
株式会社 代大野木 眞一	宝塚市米谷1-13-1	特-20 第301175号	特定	とび・土工工事業、石 工事業、鋼構造物工事業、 ほ装工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水道施設 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月6日
丸福建設株式会社 代塩山 猛	三田市酒井598	般-17 第300929号	一般	土木工事業、建築工事業、 ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月7日
東山建設株式会社 代植田 敏弘	同 市東山1074-1	般・特-17 第300361号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月8日
(有)津崎工務店 代津崎 浩征	同 市桑原613-4	般-20 第300979号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月14日
株式会社 代上田 政弘	宝塚市山本南1-29- 1-307	般-19 第212800号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月29日
株式会社 代大林 信吉	加古川市野口町長砂 1164	般・特-19 第405202号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月2日
株式会社 代富田 邦雄	高砂市荒井町蓮池1- 3-12	般-18 第402874号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
(有)タケダ防水技研 代武田 義明	明石市魚住町錦が丘1 -1-13	般-17 第404814号	一般	土木工事業、とび・土工 工事業、水道施設工 事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年10月16日

㈱佐野組 代佐野 修二	加古川市尾上町養田 1316-1	般-18 第402065号	一般	とび・土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
㈱和田商店 代和田 昌吾	三木市宿原1265-24	般・特-19 第351417号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月6日
舟坂組㈱ 代舟坂 義輝	同 市島町493	般・特-17 第351947号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、 とび・土工事業、 ほ装工事業、水道施設 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月7日
㈱播備システム 代守分 孝之	姫路市北原587-1	般-17 第460055号	一般	とび・土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年9月10日
㈱福建設 代西村 良二	神崎郡福崎町西田原 1834	般-19 第458762号	一般	土木工事業、建築工事業、 大工工事業、と び・土工事業、鋼構 造物工事業、ほ装工事業、 水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月12日
伊藤建設㈱ 代伊藤 晃敏	同 郡神河町柏尾703	般・特-19、 20 第454019号	一般	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月16日
㈱リファイト 代楠田 健治	同 郡市川町澤714	般-18 第353497号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月19日
㈱竹中HOUSE 代竹中 芳隆	姫路市辻井5-3-3	般-17 第460126号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
謙土木 代岩井 謙吾	同 市鍵町7-2	般-17 第460066号	一般	土木工事業、建築工事業、 とび・土工事業、 ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年10月1日
宏博クリーン㈱ 代関本 章宏	同 市花田町小川1162 -1	般-16 第460037号	一般	土木工事業、建築工事業、 とび・土工事業、 管工事業、ほ装工事業、 しゅんせつ工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月21日
㈱グラントホーム 代古西 秀樹	同 市網干区新在家 1362-1	般-19 第460365号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
㈱リフォームこにし 代小西 治代	赤穂市加里屋41-6	般-15 第551697号	一般	土木工事業、建築工事業、 とび・土工事業、 ほ装工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
上林建設㈱ 代上林 博幸	宍粟市山崎町宇原345	般・特-18 第500672号	一般	ほ装工事業、しゅんせつ 工事業、水道施設工 事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年10月31日
㈱北近畿緑地建設 代大田垣 修二	豊岡市日高町山宮1309 -2	特-19 第650887号	特定	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月7日
㈱谷垣組 代谷垣 茂樹	同 市但東町南尾166	特-18 第650191号	特定	建築工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
大石建設設備㈱ 代大石 徳昭	同 市但東町矢根1106	般・特-17 第650739号	特定	建築工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
㈱永川建設 代永川 正雄	同 市江本124	般・特-17 第650910号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年10月23日
朝来建設㈱ 代石本 猛	朝来市物部1599-1	般-18 第600849号	一般	土木工事業、管工事業、 ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月2日
アダチ工務店 代安達 優	養父市八鹿町上小田 161	般-16 第600889号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月17日
神和工業㈱ 代足立 一好	丹波市青垣町小稗111	般・特-18 第751598号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日

前川建設(株) (代岡 靖之)	淡路市明神648	特-19 第800507号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 8 日
株馬部建設 (代馬部 仁利)	南あわじ市松帆志知川 623-2	般-18 第801505号	一般	建築工事業、大工工事業、 タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 21 日
株谷安総業 (代谷 太平治)	洲本市安乎町平安浦 530-23	般-16 第800895号	一般	さく井工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 23 日
丸栄総合建設 (代笠場 健)	同 市由良 2-3-10	般-18 第800967号	一般	建築工事業、左官工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 31 日



**兵庫県告示第65号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 1 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（1/8,000 航空写真撮影）
- 2 作業期間  
平成19年10月17日から平成20年3月10日まで
- 3 作業地域  
神戸市、西宮市、芦屋市及び宝塚市内



**兵庫県告示第66号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年1月20日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年1月20日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 1 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 小 野 香 寺 線	姫路市船津町字砂田4012番1から 同 市船津町字神田4056番5まで	旧	9.0から 17.0まで	140.0	
		新	9.0から 45.0まで	140.0	



**兵庫県告示第67号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年1月20日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年1月20日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 1 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 佐野仁井岩屋線	淡路市興隆寺字畦池118番2から 同 市興隆寺字畦池940番まで	旧	3.0から 17.0まで	240.0	
		新	9.0から 45.0まで	231.0	



**兵庫県告示第68号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年1月20日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月20日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 千種新宮線	宍粟市山崎町葛根字仲垣内680番1から 同 市山崎町葛根字仲垣内684番3まで	旧	6.0から 13.0まで	58.0	一部 予定地
		新	10.0から 18.0まで	55.0	



**兵庫県告示第69号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成20年近畿地方整備局告示第173号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年1月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3. 4. 223号三木中央線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成20年12月1日から平成25年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県三木市末広2丁目及び末広3丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし





**兵庫県告示第70号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成20年近畿地方整備局告示第174号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 4. 12号龍野線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間  
平成20年12月1日から平成24年3月31日まで
- 5 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県姫路市網干区余子浜字コナシヤ、字村裏及び字五反田並びに垣内南町地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第71号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 1月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定区域

水系名	河川名	区 間	
		上流端	下流端
揖保川水系	揖保川	左岸 宍粟市一宮町倉床字三五郎360番23地先 右岸 同 市一宮町倉床字桑垣335番地先	左岸 宍粟市一宮町安積字ドウドウ873番地先 右岸 同 市一宮町安積字岩谷山1409番2地先
揖保川水系	菅野川	宍粟市山崎町大字塩田字高畑1012番1地先（市道中川原橋）	揖保川合流点
揖保川水系	引原川	高来谷川合流点	宍粟市一宮町安積字一ツ橋319番地先（閘賀井堰下流端）
千種川水系	千種川	河内川及び西河内川合流点	宍粟市と佐用郡佐用町の境
千種川水系	志文川	宍粟市山崎町大沢地ツヅラ川合流点	宍粟市と佐用郡佐用町の境

2 縦覧場所

河川名	縦覧場所	
揖保川、菅野川、引原川、千種川、志文川	県土整備部土木局 河川整備課	西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所



**兵庫県告示第72号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所及び太子町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 1 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
西 本 町	揖 保 郡	太 子 町	鵜	山 ノ 下  太 子 山	119番 1 から119番 4 まで、120番 1、122番 1、122番 3、124番、125番、126番 1、126番 3 から126番 5 まで、127番 1 から127番 3 まで、128番から132番まで、133番 1、133番 2、134番 1、134番 2、119番 2 から126番 3 に至る地先の道路敷の一部、119番 2 から125番に至る地先の水路敷の一部、126番 1 の地先の道路敷の一部  135番 1 の一部、135番 2



**兵庫県告示第73号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、三木市平田土地区画整理組合の事業計画の変更を平成21年 1 月 6 日に認可した。

平成21年 1 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**兵庫県告示第74号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成21年 1 月 20 日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成21年 1 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20淡路位置 0010号	20. 12. 24	淡路市釜口字松崎895番の一部、912番の一部	6.00	62.60

**公 告**

**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成21年 1 月 20 日

阪神南県民局長 青 山 善 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コーブ甲子園口北  
所在地 西宮市二見町 3 - 27

- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,088平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
675平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成21年 1 月 9 日
- 5 届出年月日  
平成20年12月19日



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 1 月 20 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）マックスバリュ神河店  
所在地 神崎郡神河町栗賀町363ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により神河町から聴取した意見の概要  
出店については異議を有しないが、下記の事項に配慮されたい。
  - (1) 店舗進出に関連する各種行政法を遵守すること。
  - (2) 店舗進出に伴う交通渋滞及び迂回路として集落内道路を利用する車輛等の対策について、地域、行政、公安委員会と十分に協議すること。
  - (3) 施設内道路（農道）については、安全な走行ができ、事故が発生しないよう地域、行政、公安委員会との調整を図ること。
  - (4) 施設内を通過する農業用水路（用排水路共）について、水質に影響の出ないよう地域と調整すること。
  - (5) 浄化槽の設置場所等下水計画について、地域と調整を図ること。
  - (6) 貴社にて取り組んでいる災害時の自治体との協力支援を約束する防災協定について、当町においても締結すること。
  - (7) 店舗進出に伴う地域の環境、治安、風紀の維持、青少年の健全育成等については、地域、行政、公安委員会と十分に調整すること。
  - (8) 町商業の発展のために地域活性化事業にご協力いただき、町商工会との連携を図ること。
  - (9) 地域環境保全活動にも積極的に参加すること。
  - (10) 地場産業の振興を目的とした地元製品の販売等についても積極的に行うこと。
  - (11) その他、協議事項が発生した場合、必要に応じて、地域、行政、公安委員会等関係機関との調整を図ること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成21年 1 月 20 日から 1 月間



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成21年 1 月 20 日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大 原 義 弘

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
工学部共同利用機器センター・高分解能分析電子顕微鏡更新一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地

兵庫県立大学姫路書写キャンパス（工学部） 姫路市書写2167

3 落札者を決定した日

平成20年12月11日

4 落札者の名称及び住所

日本電子株式会社大阪支店 大阪市淀川区西中島5-14-5 新大阪INビル

5 落札金額

39,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般

7 入札公告した日

平成20年10月31日

辞 令

平成21年1月1日付

(産業労働部産業政策局工業振興課副課長)

福島泰正

中播磨県民局企画調整部開港記念事業担当参事兼県土整備部姫路港管理事務所参事に補する

公安委員会規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月20日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第1号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県東灘警察署の部住吉山手交番の項中「住吉台 住吉町新堂」を「住吉台」に改め、同部阪急御影駅前交番の項中「東灘区御影町御影」を「東灘区御影2丁目」に、「御影山手1丁目から6丁目まで 御影町郡家 御影町御影 御影町西平野 御影町石屋」を「御影1丁目から3丁目まで 御影郡家1、2丁目 御影町石屋 御影山手1丁目から6丁目まで」に改め、同表兵庫県葦合警察署の部熊内交番の項及び同表兵庫県生田警察署の部一宮交番の項中「市道布引箕谷線」を「市道生田川箕谷線」に改め、同表兵庫県垂水警察署の部名谷交番の項中「小東山1丁目から7丁目まで」を「小東山1丁目から7丁目まで 小東山手3丁目」に改め、同表兵庫県神戸西警察署の部栄交番の項中「見津が丘1丁目から5丁目まで」を「見津が丘1丁目から5丁目まで 見津が丘7丁目」に改め、同部井吹台交番の項中「井吹台西町1丁目から6丁目まで」を「井吹台西町1丁目から6丁目まで 井吹台西町8丁目」に改め、同表兵庫県明石警察署の部小久保交番の項中「小久保1、2丁目」を「小久保1丁目から6丁目まで」に改め、同表兵庫県加古川警察署の部野添交番の項中「野添南1、2丁目 西野添1丁目から5丁目まで」を「西野添1丁目から5丁目まで」に、「大中」を「南野添1丁目から3丁目まで 大中」に改め、同表兵庫県姫路警察署の部今宿交番の項所管区域の欄を次のように改める。

姫路市のうち

今宿 上手野（夢前川中央線以西を除く。） 北今宿1丁目から3丁目まで 北夢前台2丁目 車崎1丁目から3丁目まで 下手野1丁目から6丁目まで 高岡新町 名古山町 西今宿1丁目から8丁目まで 東今宿1丁目から6丁目まで 東夢前台1丁目から3丁目まで 藤ヶ台 神子岡前1丁目から4丁目まで 南今宿 南車崎1、2丁目 山吹1、2丁目

別表第1兵庫県豊岡南警察署の部三宅駐在所の項中「三宅駐在所」を「神美駐在所」に、「豊岡市三宅」を「豊岡市立石」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1兵庫県加古川警察署の部の改正規定は平成21年2月16日から、同表兵庫県豊岡南警察署の部の改正規定は平成21年1月30日から施行する。